

## 職業訓練実施計画（平成24年度）の概要

### ※ 下線部が昨年度計画からの変更点

#### 1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

#### 【参考】

##### ○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第15条の7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第1項ただし書きに規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

##### ○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第4条の2 法第15条の7の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

#### 2 労働市場の動向

##### ○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、東日本大震災による厳しい状況にある中、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況である。また、労働力需給のミスマッチは依然として大きい。
- ・ 特に、若年者については、新規学卒者の就職環境は非常に厳しい状況にあり、完全失業率も依然として高水準で推移。（また、フリーター数やニート状態にある若者もいまだに多い状況である。）こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的実施が必要。
- ・ ジョブ・カード制度を推進し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

##### ○ 女性については、出産・子育てにあたる年齢層の就業率が低い状況にあり、いつたん離職すると正社員として再就職が難しい状況もみられる。また、60歳を過ぎた多くの高齢者も就業しており、年齢にかかわらず働き続けたいという者も多い状況にある。これら女性や高齢者の職業能力開発の推進も重要な課題である。

##### ○ 経済のグローバル化及びIT技術等の進歩等は、新規産業の創出等をもたらし、付加価値の高い分野や環境・エネルギー分野等今後成長が見込まれる分野の人材育成が重要。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代の熟練技能者が徐々に引退過程を迎えていたため、現場の中核となる人材の育成が必要。

##### ○ 障害者

- ・ 新規求職申込件数が年々増加。

- ・ 「障害者基本計画」に基づく、障害者の社会参加への支援が必要。
- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の機会の拡大を図り、障害者の職業安定を図ることが必要。
- 母子家庭支援施策や生活保護制度について、本人の自立・就労を総合的に支援する制度が必要。

### 3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

#### (1) 離職者訓練

##### ○ 対象者数

217,200人 (内委託訓練実施分 185,600人)

※ 委託訓練のうち、2,700人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、37,200人については、実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステム等として、2,200人については母子家庭の母等に対して、職業訓練の受講を円滑にするための講習と組み合わせた職業訓練として実施する。

※ 平成23年度計画 197,400人 (内委託訓練実施分 165,800人)

##### ○ 訓練の内容

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

##### ○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給し、求人企業の具体的なニーズに即した職業訓練の実施を推進。

#### (2) 在職者訓練

##### ○ 対象者数

57,000人

※ 平成23年度計画 57,000人

##### ○ 訓練の内容

- ・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務内容の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。

##### ○ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の事業主の具体的なニーズに即し実施方法等の改善。

#### (3) 学卒者訓練

##### ○ 対象者数

5,900人

※ 平成23年度計画 5,900人

○ 訓練の内容

- ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施する。

○ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。

(4) 障害者に対する職業訓練

○ 対象者数

11,500人（内委託訓練実施分 7,900人）

※ 平成23年度計画 13,200人（内委託訓練実施分 9,600人）

○ 訓練の内容

- ・ 一般の公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受けることが困難な重度障害者等を障害者職業能力開発校において積極的に受け入れる。
- ・ 受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
- ・ 都道府県職業能力開発校において知的障害者等を対象とした公共職業訓練コースを実施。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社、社会福祉法人等の委託先を活用して行う障害者向け日本版デュアルシステムの利用を促進するなど、訓練の充実を図りながら、引き続き推進。また、都道府県及び政令指定都市において、福祉施設や特別支援学校、在宅就労支援団体等関係機関との連携体制を確立。

○ 効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
- ・ 都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法第89条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

○ 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関で構成される協議の場も活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うこととする。

○ 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施。

○ 公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、巡回就職支援指導員や就職支援員（委託訓練実施機関が行う職業指導を指導する者）を活用し、委託訓練の就職率の向上を図る。

※ 訓練実施計画数は、都道府県が公共職業能力開発施設内で実施する訓練は除く。

# 平成24年度 公共職業訓練計画数

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
離職者訓練	230,063	31,743	198,320
うち施設内	44,496	31,583	12,913
うち委託	185,567	160	185,407
在職者訓練	125,848	57,000	68,848
学卒者訓練	21,990	5,860	16,130
合計	381,347	94,603	286,744

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分3,446人を含む。

# 平成23年度 公共職業訓練計画数

	合計	雇用・能力開発機構	都道府県
離職者訓練	210,701	34,191	176,510
うち施設内	44,871	31,583	13,288
うち委託	165,830	2,608	163,222
在職者訓練	129,199	57,000	72,199
学卒者訓練	23,040	5,880	17,160
合計	367,339	97,071	270,268

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分4,399人を含む。

# 平成24年度 障害者訓練計画数

	国立障害者校等	県立・県営障害者校
離職者訓練	10310	400
うち施設内	2610	400
うち委託	7700	0
在職者訓練	1200	0
うち施設内	1000	0
うち委託	200	0
合計	11510	400

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注3 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

# 平成23年度 障害者訓練計画数

	国立障害者校等	県立・県営障害者校
離職者訓練	11,610	380
うち施設内	2,610	380
うち委託	9,000	0
在職者訓練	1,550	0
うち施設内	1,000	0
うち委託	550	0
合計	13,160	380

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注3 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

## 離職者訓練の実施状況(平成23年度)

	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設内	45,171人	40,305人	31,883人	28,642人	13,288人	11,663人
委託	186,229人	98,912人	2,608人	2,742人	183,621人	96,170人
合計	231,400人	139,217人	34,491人	31,384人	196,909人	107,833人

※1 実績は平成24年1月末現在

※2 都道府県の委託訓練については、都道府県単独委託分も含む。

※3 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る対象部分

※4 計画数は、平成23年度3次補正後予算のものであり、平成23年4月1日に作成した職業訓練実施計画と数値は異なる。

## 障害者職業訓練の実施状況(平成23年度)

	合計		国立障害者校等		県立・県営障害者校	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
離職者訓練	11,990人	3,707人	11,610人	3,707人	380人	—
施設内 ※1	2,990人	—	2,610人	—	380人	—
委託 ※2	9,000人	3,707人	9,000人	3,707人		
在職者訓練	1,550人	35人	1,550人	35人		
施設内 ※1	1,000人	—	1,000人	—		
委託 ※2	550人	35人	550人	35人		
合計	13,540人	3,742人	13,160人	3,742人	380人	—

※1 平成24年9月のみの把握であり、現時点では実績は不可。

※2 平成23年10月末現在の実績(速報値)

## 離職者訓練・障害者訓練等の計画・実績の推移

(単位:人)

		20年度	21年度	22年度
離職者訓練	計画	157,537	219,271	220,000
	実績	131,800	191,466	166,681
障害者訓練 <sup>※1</sup>	計画	11,070	12,000	12,000
	実績	8,111	8,460	8,606
完全失業者数 <sup>※2</sup>		275万人	343万人	312万人
雇用保険受給者実人員 (年度平均)		606,686	854,617	653,553
基金訓練実績			48,533	290,931

※1 在職者訓練を除く

※2 完全失業者数は総務省「労働力調査」より